

A 市長室からお答えします

公園駐車場の目的外利用について

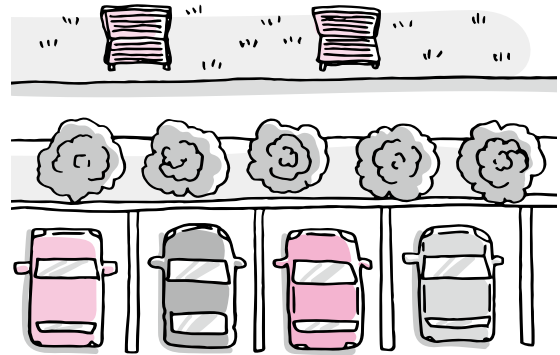
Q 子どもと一緒に市内の公園へ遊びに行ったとき、駐車場が満車で駐車できないことがあります。公園を使っている人がずっと駐車していることもあるようですが、改善できないでしょうか。

A 公園の駐車場は、公園を利用する人のために設けられたものであり、それ以外の目的で使用することはできません。

しかしながら、市内の一部の公園では、公園利用者以外の人による目的外駐車が見られることがあります。

そのため市では、公園駐車場を適正に利用してもらうための巡視を実施しているほか、目的外駐車を行っている自動車の所有者に対し、文書による注意などを行っています。また、一部の公園では駐車場の夜間閉鎖も実施しています。

さらに、自動車が長期間にわたり放置されていることが確認できた場合には、法令に基づいて撤去することもあります。



市では今後も、公園駐車場の適正な利用が図られるよう取り組んでいきます。

※くわしくは公園緑地課(☎20-1562)へ。

このコーナーでは、これまで「市長への手紙」などを通じて寄せられた意見・要望のうち、問い合わせの多いものについて、市の取り組みや考え方をQ&A方式で紹介します。

消費生活相談Q&A

百貨店の名称をかたる偽通販サイトに注意

Q インターネットで有名ブランドのバッグが80パーセント引きになるという広告を見つけました。広告をクリックしてサイトにアクセスすると、百貨店の閉店セールと書いてあったので注文しました。注文確認メールが届かないので心配していましたが、数日後に商品が代金引換で届きました。しかし、届いた商品は粗悪な偽物だったため、販売業者に返品依頼のメールを送りましたが返信はありません。宅配業者にも返金を申し入れましたが対応できないと言われました。どうしたらよいでしょうか。

A 近年、百貨店の名称をかたる偽通販サイトが多く、海外業者が運営している場合も多いのでスムーズに連絡が取れず、被害の回復が難しくなっています。通信販売にはクーリングオフ制度がないため、注文後に一方的にキャンセルすることはできませんが、偽通販サイトの中には注文後のキャンセルを受け付けている場合もあるので確認しましょう。また、代金引換で支払った場合、宅配業者に返金を請求しても返金されないことがほとんどです。商品を注文する際は次の点に注意しましょう。

- 百貨店が有名ブランドの商品などを大幅値引き価格で販売することはないと考える
- 百貨店の名称やロゴマークなどに惑わされず、販売業者についての情報をよく確認する
- 代金引換しか支払い方法がないものは注意する
- 偽通販サイトに注文したことに気が付いたら、すぐに販売業者にキャンセルの連絡をする。商品が届いてしまった場合には受け取り拒否をする

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



国民健康保険の高額療養費制度

医療費が高額になったら

1カ月の自己負担額が限度額を超えたとき

高額療養費制度は、国民健康保険加入者が同じ月内に同じ医療機関(入院・外来・歯科は個別に計算)で自己負担限度額を超える金額を支払ったとき、その超過分が後で払い戻される制度です。70歳以上の人の限度額は、下表の通り区分されています。70歳未満の人の限度額については、保険年金課(☎20-1526)にお問い合わせください。

支給対象世帯には「該当通知書」を送付

高額療養費が支給される世帯には、受診の2カ月後を目安に該当通知書を送付します。この通知を受け取ったら、次の申請に必要な物を持って保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所で申請してください。支払日は、後日送付する「高額療養費支給決定通知書」で確認してください。

所得区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)
現役並みⅢ 課税所得690万円以上	25万2,600円(総医療費が84万2,000円を超えた場合は、その分の1%を加算) (4回目以降は14万100円)	
現役並みⅡ 課税所得380万円以上 690万円未満	16万7,400円(総医療費が55万8,000円を超えた場合は、その分の1%を加算) (4回目以降は9万3,000円)	
現役並みⅠ 課税所得145万円以上 380万円未満	8万100円(総医療費が26万7,000円を超えた場合は、その分の1%を加算) (4回目以降は4万4,400円)	
一般	1万8,000円 (年間上限* 14万4,000円)	5万7,600円 (4回目以降は4万 4,400円)
低所得(非課税)	Ⅱ	2万4,600円
	Ⅰ	1万5,000円

*8月から翌年7月までの1年間



申請に必要な物＝該当通知書、医療費の領収書(病院などが発行した物)、世帯主の振込先口座が分かる物、世帯主と対象者のマイナンバーカード、またはマイナンバーの通知カードと本人確認ができる物(運転免許証・パスポート・写真付きの住民基本台帳カードなど)

「限度額適用認定証」で窓口負担を自己負担限度額までに

医療機関で限度額適用認定証を提示することにより、窓口での負担が自己負担限度額までになります。限度額適用認定証の交付を受けられるのは、国民健康保険税の滞納がなく、所得申告が済んでいる人です。希望する人は次の申請に必要な物を持って保険年金課または下総・大栄支所で申請してください。

なお、70歳以上の「現役並みⅢ」と「一般」の人については認定証の発行は不要です。

申請に必要な物＝保険証、世帯主と対象者のマイナンバーカード、またはマイナンバーの通知カードと本人確認ができる物(運転免許証・パスポート・写真付きの住民基本台帳カードなど)

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

海外居住者の国民年金

希望に応じて加入できます

国民年金に加入している人が海外に転出した場合、国民年金の資格を喪失することになります。海外に住むことで国民年金に加入しなかった期間は、将来、年金を受けようとするときの受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。また、万が一の場合に障害基礎年金などの保障を受けることができなくな

ります。

受け取る年金額を増やしたい、障害基礎年金などの保障を受けられるようにしたいなどの希望がある場合は、引き続き国民年金に加入(任意加入)することができます。保険年金課(市役所1階)で手続きしてください。

ただし、任意加入者には、保険料免除制度や学生納付特例制度は適用されませんので注意してください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。